



Title	目撃証言の信用性判断に関する研究 : 模擬裁判員の判断過程に着目して [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	名畑, 康之
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第11181号
Issue Date	2014-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55619
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Yasuyuki_Nabata_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 名 畑 康 之

学位論文題名

目撃証言の信用性判断に関する研究-模擬裁判員の判断過程に着目して-

目撃証言の信用性に関する研究では、目撃証人の属性が一般的（e.g., 成人, 健常者）な場合と特殊（e.g., 子ども, 障がい者）な場合で、証言の信用性に差異が生じることが示されてきた。しかし、これらの研究では、どのように証言の信用性に差異が生じるかについて、ほとんど言及されてこなかった。本研究は、一般的な属性に対する特殊な属性で信用性のずれが生じる過程を明らかにすることを目的とした。特に、信用性のずれに関すると思われる模擬裁判員の情報処理スタイルに着目し、彼らを取り巻く裁判特有の状況を考慮することで、この問題に取り組んだ。また、副次的に、信用性のずれが生じる過程に文化差があるかどうかについても確認した。

本稿は8章、6つの研究から構成される。

第1章（序論）では、まず、目撃証言の正確性に関する研究について触れ、証人の証言能力により目撃証言の正確性が変動することを確認した。続いて、目撃証言の信用性に関する研究を概観し、一般的な属性に対して、特殊な属性で証言の信用性のずれが生じること、その過程についてほとんど触れられてこなかったことを確認した。その上で、信用性のずれに関すると思われる模擬裁判員の情報処理スタイル（分析処理者、直観処理者）と裁判特有の状況（通常の裁判状況、目撃証人の属性に注目されやすい状況、時間的制約のある状況、心理学専門家証言が提供される状況）に着目することが、信用性のずれが生じる過程の推定を容易にするのではないかと考えられた。また、日本の法と心理学研究の分野において文化的な視点が考慮されてこなかったことを指摘した。

第2章（研究1）では、特殊な属性の目撃証人の信用性が、どのように判断されるかについての概略を掴むために調査を行い、特に、信用性判断に関わる特殊な属性の性質について調べた。また、信用性のずれの大きさと判断理由の量の関係性についても検討した。その結果、信用性のずれが大きな属性（5歳、知的障がい）では、その判断を下した理由について多様な意見が得られ、一方、小さな属性（70歳、聴覚障がい）では、比較的意見が集中する性質があることが明らかになった。さらに、信用性のずれの大きい人ほど、判断理由の量も多いことが示された。

第3章から第6章では、複数の状況下で、模擬裁判員が持つ異なる情報処理スタイルによって、一般的な属性の証人と特殊な属性の証人の間で生じる証言の信用性のずれに差異が見られるかを検証した。なお、分析処理者と直観処理者の間で信用性のずれに差が生じた際に、どちらによるところが大きいのかを確かめるため、全ての研究で、参加者に証言の信用性を判断させる前に、目撃証人の証言能力を査定する質問紙に回答させた場合の信用性のずれと、証言の信用性を判断させた後に、その質問紙に回答させた場合の信用性のずれについて、分析処理者間、直観処理者間で差があるかどうかを比較した。

第3章（研究2）では、個別具体的な証言内容が提示される状況下で検証した。その結果、模擬裁判員の情報処理スタイルの個人差による影響は顕在化しなかった。

第4章（研究3）では、個別具体的な証言内容が提示されない状況下で検証した。その結果、目撃証人が知的障がい者の場合において、証言能力を査定する質問紙を信用性判断以前に行わなかった場合に、模擬裁判員が持つ異なる情報処理スタイルの影響が生じた。具体的には、分析処理者の方が直観処理者よりも信用性のずれが大きかった。これは、模擬裁判員が目撃証人の属性に注目するような状況下では、分析処理者が直観処理者よりも、その属性に関して様々な知識が引きだされ、さらにこれらの情報についてより深い処理が行われるという、更なる分析処理を行ったことに起因すると考えられた。

第5章（研究4）では、時間的制約のある状況下で検証した。その結果、目撃証人が5歳の場合

において、証言能力を査定する質問紙を信用性判断以前に行わなかった場合に、模擬裁判員が持つ異なる情報処理スタイルの影響が生じ、直観処理者の方が分析処理者よりも信用性のずれが小さいことが示された。これは、直観処理者が分析処理者よりも、目撃証人の属性を考慮しなかったためであると考えられた。

第6章(研究5)では、模擬裁判員が目撃証言の信用性を判断する前に、心理学専門家証言が提供される状況下で検証した。その結果、模擬裁判員の情報処理スタイルの個人差の影響は検出されなかった。

第7章(研究6)では、日本人の信用性判断の特徴がアメリカ人と異なるのかどうかを検証した。その結果、アメリカ人では、目撃証人が5歳の場合に、証言能力を査定する質問紙を信用性判断以前に行わなかった場合に、模擬陪審員が持つ異なる情報処理スタイルの影響が生じた。これは、アメリカ人は、日本人よりも証人の属性に対して注意が払われやすく、また情報を包括的に取り扱うことが難しいために、日本人とは異なる信用性のずれのパターンが生じたと推測された。また、アメリカ人の直観処理者は、アメリカ人の分析処理者よりも信用性のずれが大きくなり、これは、アメリカ人の直観処理者では、証言内容が軽視され、目撃証人の属性に対して注目されていたために、信用性のずれが大きくなったと考えられた。

第8章(総合考察)では、以上の研究で得られた結果が総合され、信用性のずれが生起する過程について考察された。また、証言能力を査定する質問紙の効果とその応用可能性、法と心理学研究への寄与及び展望、本研究の学問的位置づけについても言及された。

本研究の成果として、以下の3点を挙げることができる。

第1に、信用性のずれが生起する要因が明らかとなり、その過程が推定された点である。つまり、目撃証言の信用性を判断する際に、どのような情報を重視し、そして、その情報をどの程度処理するのかによって、信用性のずれの大きさが変動することが示唆された。具体的には、日本人、アメリカ人ともに、目撃証人の属性を重視した際に信用性のずれが大きくなるものの、日本人ではより深い処理が行われることでずれが大きくなる一方で、アメリカ人では浅い処理が行われることでずれが大きくなることが明らかになった。

第2に、証言能力を査定する質問紙の応用可能性が見出された点である。本研究では、証言能力を査定する質問紙を信用性判断の前に行った場合、模擬裁判員が持つ異なる情報処理スタイルの影響は一貫して生じなかった。すなわち、裁判員に対して、裁判以前に得た知識や経験が異なっていたとしても、その結論を導き出す過程を統一することができる。これは、いかなる状況においても、同質の結論が下されることを保障すると考えられ、公平さを求められる裁判では重要である。従って、証言能力を査定する質問紙は、現実の裁判員裁判における目撃証言の信用性判断時に役立てられる可能性を秘めている。

第3に、法と心理学研究の分野に文化的な視点を取り入れる必要性が示された点である。従来の日本における法と心理学研究、裁判員裁判に関する研究では、他国の法と心理学研究の知見を参考にして行われてきた。本研究の成果は、異なる文化の研究で得られた知見の安易な適用や活用を再考する機会を提供するものである。